

佐賀県規則第14号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例施行規則（平成26年佐賀県規則第95号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(身分証明書)</p> <p>第7条 条例第18条第3項に規定する立入調査等を行う職員の身分を示す証明書は、<u>様式第3号によるものとする</u>。ただし、警察職員が立入調査等を行うときに携帯すべき証明書については、公安委員会が別に定める。</p> <p>(警告書)</p> <p>第8条 条例第19条第3項に規定する警告の書面は、<u>様式第4号</u>によるものとする。</p>	<p>(身分証明書)</p> <p>第7条 条例第18条第3項に規定する立入調査等を行う職員の身分を示す証明書は、<u>厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年厚生労働省令第175号）の別記様式により作成するものとする</u>。ただし、警察職員が立入調査等を行うときに携帯すべき証明書については、公安委員会が別に定める。</p> <p>(警告書)</p> <p>第8条 条例第19条第3項に規定する警告の書面は、<u>様式第3号</u>によるものとする。</p>

様式第3号を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>様式第4号（第8条関係）</u></p> <p>略</p>	<p><u>様式第3号（第8条関係）</u></p> <p>略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例施行規則の規定により作成された身分証明書は、この規則による改正後の佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例施行規則の規定により作成された身分証明書とみなす。